

学校保健安全法施行規則第 18 条における感染症の種類と出席停止の取扱いについて

☆感染症法の対象(1類～5類)となる感染症が学校保健安全法では以下の3種に分けられます。

|                                                                                     |                                                                                                                                                                           |
|-------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第一種<br>感染症                                                                          | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）、鳥インフルエンザ                                                           |
| 第二種<br>感染症                                                                          | インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く）、百日咳、麻疹（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風しん（三日ばしか）、水痘（みずぼうそう）、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎                                                                            |
| 第三種<br>感染症                                                                          | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症<br>※この他に条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる疾患として、溶連菌感染症、ウィルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑（りんご病）、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症、アタマジラミ、水いぼ、とびひ |
| 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項から第9項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、及び新感染症は、第一種の感染症とみなす |                                                                                                                                                                           |

※出席停止の期間

第一種の感染症……完全に治癒するまで

第二種の感染症……病状により嘱託医その他の医師において伝染の恐れがないと認めた時は、この限りではありません。

第三種の感染症……病状により嘱託医その他の医師において伝染の恐れがないと認めるまで

○ 医師が記入した意見書

| 病名                              | 通所のめやす（出席停止解除のめやす）                                         |
|---------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 麻疹（はしか）                         | 解熱後3日を経過してから                                               |
| <b>インフルエンザ ※</b>                | 発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで                               |
| 風しん（三日ばしか）                      | 発しんが消失してから                                                 |
| 水痘（水ぼうそう）                       | すべての発しんが痂皮化してから                                            |
| 流行性耳下腺炎<br>（おたふくかぜ）             | 耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで              |
| 結核                              | 医師により感染の恐れがないと認めるまで                                        |
| 咽頭結膜熱（プール熱）                     | 主な症状が消え2日経過してから                                            |
| 流行性角結膜炎                         | 感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから                                   |
| 百日咳                             | 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで                    |
| 腸管出血性大腸菌感染症<br>（O157、O26、O111等） | 症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの |
| 急性出血性結膜炎                        | 医師により感染の恐れがないと認めるまで                                        |
| 髄膜炎菌性髄膜炎                        | 医師により感染の恐れがないと認めるまで                                        |

※については、医師の診断のもと、完治届でも対応可

○ 医師の診断を受け、保護者が記入する完治届

|                              |                                |
|------------------------------|--------------------------------|
| 病名                           | 通所のめやす（出席停止解除のめやす）             |
| 溶連菌感染症                       | 抗菌薬内服後24～48時間経過していること          |
| マイコプラズマ肺炎                    | 発熱や激しい咳が治まっていること               |
| 手足口病                         | 発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること |
| 伝染性紅斑（リンゴ病）                  | 全身状態が良いこと                      |
| ウイルス性胃腸炎<br>（ノロ、ロタ、アデノウイルス等） | 嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること      |
| ヘルパンギーナ                      | 発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること |
| RSウイルス感染症                    | 呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと            |
| 带状疱疹                         | すべての発しんが痂皮化してから                |
| 突発性発しん                       | 解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと              |

※出席停止の日数の数え方について

日数の数え方は、その現象が見られた日は算定せず、その翌日を第1日とします。

「解熱した後3日を経過するまで」の場合、例えば、解熱を確認した日が月曜日であった場合には、その日は日数には数えず、火曜（1日）、水曜（2日）、木曜（3日）の3日間を休み、金曜日から通所許可ということになります（図）。

図「出席停止期間：解熱した後3日を経過するまで」の考え方

|     |     |     |     |     |       |     |
|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-----|
| 日曜日 | 月曜日 | 火曜日 | 水曜日 | 木曜日 | 金曜日   | 土曜日 |
|     | 解熱  | 1日目 | 2日目 | 3日目 | 出席可能⇒ |     |

また、インフルエンザにおいて「発症した後5日」の場合の「発症」とは、「発熱」の症状が現れたことを指します。日数を数える際は、発症した日（発熱が始まった日）は含まず、翌日を第1日と数えます。

|     |         |     |     |     |     |       |
|-----|---------|-----|-----|-----|-----|-------|
| 水曜日 | 木曜日     | 金曜日 | 土曜日 | 日曜日 | 月曜日 | 火曜日   |
| 発症  | ← 5 日 → |     |     |     |     | 出席可能⇒ |



なお、飲食店で働く調理従業者がノロウイルスに感染した場合は、休まなければならない。また、検便検査等において陰性が確認できるまで調理業務（食品取扱者）に就くことができない。

その他、感染症による医師の診断書及び完治届提出後、体調がすぐれない場合は、保護者及び事業所の管理者による協議のうえ、出欠を判断する。